

議案第12号

市民養老金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市民養老金支給に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋 晴彦

市民養老金支給に関する条例の一部を改正する条例

市民養老金支給に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「5,000 円」を「10,000 円」に改め、同条第 2 号中「10,000 円」を「50,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年度における養老金の支給の特例）

2 令和 6 年度に限り、改正後の市民養老金支給に関する条例第 2 条に規定するもののほか、令和 6 年 4 月 1 日現在で加西市内に住所を有し、同日において満 101 歳以上になる者を対象に、養老金として 30,000 円を支給する。

(審議資料)

長寿の祝いとして支給している市民養老金について、近隣市と同水準にまで増額するため、所要の改定を行うもの。

【概要】

- ・市民養老金の金額変更

	現 行	改 正 案
満 88 歳	5,000 円	10,000 円
満 100 歳	10,000 円	50,000 円

- ・令和6年度に限り、令和6年4月1日現在で加西市内に住所を有する満101歳以上の者に30,000円を支給